

令和7年度(物価高騰重点支援地方創生臨時交付金事業)
三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金事業計画書

<応募者の概要>

(フリガナ) 名称(商号または屋号)												
法人番号(13桁)※1												
自社ホームページのURL (ホームページが無い場合は「なし」と記載)												
業種区分		<p>【以下のいずれか一つを選択してください】</p> <input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業・その他の業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業										
業種 (日本標準産業分類) ※該当する業種に○		<p>A:農業・林業 B:漁業 C:工業・採石業・砂利採取業 D:建設業 E:製造業 F:電気・ガス・熱供給・水道業 G:情報通信業 H:運輸業・郵便業 I:卸売業・小売業 J:金融業・保険業 K:不動産業・物品賃貸業 L:学術研究・専門・技術サービス業 M:宿泊業・飲食サービス業 N:生活関連サービス業・娯楽業 O:教育・学習支援業 P:医療・福祉 Q:複合サービス事業 R:サービス業(他に分類されないもの)</p>										
常時使用する 従業員数※2		人		<p>*常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 *従業員数又は資本金額のいずれかが中小企業者の定義に当てはまる ことが条件です。</p>								
資本金額 (法人以外は記載不要)		万円			設立年月日(西暦) ※3			年 月 日				
直近1期(1年間) の売上高(円)※4		円 決算期間1年未満の場合: か月										
従業員に 限る は	(フリガナ) 氏名				役職							
	住所 (書類郵送先)	(〒 -)										
	電話番号				携帯電話番号							
	FAX 番号				E-mail アドレス							

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。

※2 中小企業基本法では、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は該当しません。アルバイトやパート等は、上記を参考に個別に判断することとなります。
また、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。

※3 「設立年月日」は、創業後に組織変更(例:個人事業主から法人化、有限会社から株式会社化)された場合は、現在の組織体の設立年月日(例:個人事業主から法人化した場合は、法人としての設立年月日)を記載してください。
*個人事業主で設立した「日」が不明の場合は、空欄のまま構いません(年月までは必ず記載してください)。

※4 「直近1期(1年間)の売上高」は、以下の記載金額を転記してください。
・法人の場合: 「損益計算書」の「売上高」(決算額)欄の金額
・個人事業主の場合: 「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「収入金額等」の「事業収入」欄、または「収支内訳書・1面」の「収入金額」の「①売上(収入)金額」欄、もしくは「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「①売上(収入)金額」欄の金額

<経営計画>【必須記入】

1. 企業概要と現状の課題・問題点について	
2. 本事業における取組内容について ※対象外経費については、別紙をご参照ください。	
3. 事業実施により想定される効果(数値目標など具体的に記載してください。)	
4. 事業完了予定日	令和 年 月 日
【留意事項】 ・導入機器等の納品日又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日を記入してください。(※クレジットカード払い等の場合は決済日ではなく銀行引落日となります) ・本補助金の 交付決定後に契約・発注すること、かつレジリエンス枠・デジタル枠・グリーン枠・一般枠は令和8年9月末日までに、成長投資支援枠は令和9年1月末日までに納品・支払が完了することが条件です。(実績報告時の提出書類により確認します。) ・ 上記の期限までに事業が完了しなかった場合は、交付が決定している場合でも交付対象外となります。納期等は事前によく確認のうえご申請ください。	